

# 中国憲法の第四次改正と「三つの代表」思想

竹 花 光 範

## 第一節 序 説

第二節 「三つの代表」思想の立憲化

第三節 私有財産保護規定の整備

第四節 「小康社会」建設への対応

第五節 結 語

## 第一節 序 説

二〇〇四年三月十四日、現行中華人民共和国憲法の第四次改正案が、第十期全国人民代表大会（以後全人代と略称する）第二回會議において採択された。無記名投票の結果、賛成二八六三票、反対一〇票、棄権一七票であつた<sup>(1)</sup>という。

現行中国憲法は、一九八二年十二月の第五期全人代第五回會議において採択されたものであり、中華人民共和国

建国後、最初の正式な憲法である五四年憲法、文革路線に立った七五年憲法、「四人組」追放後の七八年憲法について四番目の憲法である。<sup>(2)</sup> その内容は、一言でいえば「現代化憲法」とでも呼ぶべき憲法であって、鄧小平氏が押し進めようとした現代化路線の制度的な保障をその目的としていた。<sup>(3)</sup>

ただ、もちろん、制度的保障といっても、憲法で定めただけで路線が定着するわけではないし、それに、「時代に制約された立法者が、特定の時代状況の下に確立された路線を、将来的な変化を充分見越して、それに適合すべく制度化すること自体、そもそも不可能」<sup>(4)</sup> だといっても過言ではない。

当初予想できなかった——予定していなかった——状況が生じた際に、その新しい状況に適合させるべく憲法の改正が行われるわけである。現行中国憲法も、今回の改正以前に、八八年、九三年、九九年の三度にわたって改正が行われている。八八年の改正で、法律上個人経営者の地位がみとめられ土地使用権の譲渡が許されることになった。九三年の改正では、社会主義市場経済の導入が明記されたことは周知の通りである。これら二次の改憲は、いずれも現代化路線のさらなる前進を目指したものであり、当初からある程度織り込み済みではなかったかと思う。<sup>(5)</sup> それに対し、第三次改憲の性格は、第一次、第二次のそれとはいささか異なっているように思われる。それは、単なる現代化路線を押し進めるための条件整備的改正というより、もう少し本質的なものであって、むしろ、「従来採ってきた社会主義市場経済体制そのものの変革という側面を有している」<sup>(6)</sup> といつてよい。

第三次改憲に先立つ一九九七年九月の第十五回共産党大会で修正された党規約も、「わが国はいま、社会主義初級段階にある。これは経済、文化の立ち遅れた中国で社会主義近代化（ママ）建設を進めるにあたって飛び越せない歴史的段階であり、百年の時間がかかる」<sup>(7)</sup> と述べていた。すなわち、「社会主義か資本主義か」を問わない「社

会主義初級段階」が、今後少なくとも百年は続くとの認識に立つて改正が行われたということである。第三次改憲では、民間企業の位置づけが、それまでの「社会主義市場経済の補完物」から「重要な構成要素」に格上げされ、また「多様な所有制、多様な分配方式の堅持」も明記されたのであるが、これらの改正によって、「社会主義市場経済」は、はっきりと「市場経済」にウエイトをおいた体制に変革したといつてよいであろう。<sup>(8)</sup>そして、「市場経済」にウエイトをおいた体制となれば、自ずから、私営企業家や都市中間層の比重が大きくなるわけである。

今回の第四次改正は、改正点が多岐にわたり、全体で十四カ所になるが、とくに注目されるのが、前文に、江沢民前総書記が提唱した「三つの代表」思想を盛り込んだ点（前文第七段落）、本文第十三条の私有財産保護規定を拡充整備した点である。これによって、私営企業家や都市のサラリーマン層を政治的に取り込み——入党を認め——党基盤の強化をはかろうというのである。たしかに、市場経済の発展の中で中国共産党が生き残っていくために新たな脱皮は不可避であろう。しかし、そのことは、また、党性格の転換——階級政党から国民政党へ——に道を開くことにならないとも限らない。<sup>(9)</sup>

同じ中国共産党が、一九八九年には、「私営企業主と労働者の間には、実質上、搾取と被搾取の関係があり、私営企業主の入党は認められない」との通知を出していた。こうした伝統的な——共産党としてはむしろ当然の——考え方を当面棚上げすることなのであろうが、体制の基盤強化策が、一方で体制の基盤を逆に侵食することにならないのか。恐らく、その点については、党の路線と綱領という枠をはめることで歯止めをかけるのであろう。今後の憲法現実の推移が注目されるところである。

以下において、第四次改憲の意義と、併せてその問題点について考えてみたい。

(1) 中国通信社『日刊中国通信』九七〇七号、二頁。憲法改正手続について現行中国憲法は第六四条で次のように定めている。「憲法の改正は、全国人民代表大会常務委員会または五分の一以上の全国人民代表大会代表がこれを提議し、全国人民代表大会が全代表の三分の二以上の多数でこれを可決する」と。改正案の発案権は、五分の一以上の全人代表も有していることになっているが、今回の改正を含めて、従来は、いずれも全人代常務委員会によって提案されている。そして、もちろん実質的には、党において改正草案が作成されてきたことはいうまでもない（王叔文他編著『現代中国憲法論』一四九頁以下参照）。

(2) 五四年憲法、七五年憲法、七八年憲法については、それぞれ、拙著『中国憲法論序説補訂第二版』の三七頁以下、六六頁以下、八一頁以下参照。

(3) 前掲拙著、一一三頁以下参照。

(4) 前書、一六二頁。

(5) 前書、一六三頁。

(6) 前書、同頁。

(7) 前掲『中国通信』八一五九号。

(8) 前掲拙著、一六三、四頁。

(9) 「労働者か資本家」「党员か非党员か」といった従来の共産主義に特有な区別を薄めて、できるだけ社会の多様な層を自らの存在基盤にしようとするのであろうが、そうなる「労働者階級の前衛」としての共産党のレーゾン・デートルは確実に失われることになるはずである。

## 第二節 「三つの代表」思想の立憲化

「三つの代表」思想とは、新しい時代の党の在り方として「党は①先進的生産力の発展要求②先進的文化の進路

③広範な人民の根本利益を代表する」という考え方である。これは、二〇〇二年十一月の中国共産党第十六回全国代表大会（以後十六大会と略称する）において党規約に盛り込まれ党の指導思想となっていたが、それが憲法に明記されたことにより「マルクス主義、毛沢東思想、鄧小平理論」と並んで、国家の指導思想として認知されたことになる。

ところで、二〇〇一年七月一日、中国共産党の創設八〇周年を祝う集会において、当時の江沢民総書記は共産党の性格を根本的に変えることにもなりかねない重要演説を行っている。すなわち、労働者、農民以外でも黨員の条件に合う「優秀分子」を吸収すべきだとして、中国で大きな力になりつつある私営企業の経営者や中流層の入党を条件つきで認めるとの考えを示したのである。江総書記によれば、「労働者、農民、知識分子、軍人、幹部の黨員は党の基本部分であり中核」であるが、「党の綱領を認め、党の路線と綱領のために奮闘し、長期の試験を経て黨員の条件にかなった他の分野の優秀分子も党内に吸収すべき」であり、それによって「党の社会への影響力と凝集力を強めなければならない」というのである。

「三つの代表」思想自体は、すでに前年（二〇〇〇年）に発表されていたが、右演説は、それを単なる指導思想にとどまらせることなく、具体的な政策として実施していくことを宣言したものであった。これは、中国共産党が生き残っていくために新たな脱皮が避けられなくなっている現実を認識したものであるが、いうまでもなく、私営企業家らの入党を認めると、党が労働者や農民を代表する「階級政党」としての性格に変質をもたらすことになりかねない。既述のように、党は一九八九年には「私営企業主と労働者の間には実質上、搾取と被搾取の関係があり、私営企業主の入党は認められない」との通知を出していたが、同通知との整合性を無視せざるを得ない程に現実の

変化——社会主義市場経済の発展——は急激であり、共産党のレーゾン・デートルとその支配権のレジティマシーを確保し続けるためのやむを得ざる方策ということなのであろう。

さて、現行の中国共産党規約は、一九八二年の第十二回党大会で採択されたものであるが、その後、八七年の第十三回党大会で一部修正され、九二年の第十四回党大会で現段階を「社会主義初級段階」と規定、九七年の第十五回党大会では鄧小平理論が前文に掲げられ、二〇〇二年（十一月十四日）の第十六回党大会で「三つの代表」思想が盛り込まれたのであった。

党規約は、総綱の冒頭の一節で次のように述べている。<sup>(1)</sup>「中国共産党は中国労働者階級の前衛で、同時に中国人民及び中華民族の前衛であり、中国の特色ある社会主義事業の指導的中核であり、中国の先進的生産力発展の要請を代表し、中国の先進的文化の前進方向を代表し、中国の最も広範な人民の根本的利益を代表する。党の最高の理想と最終的目標は共産主義の実現である」と。「最高綱領」としての「共産主義の実現」は当然のことながら変っていない。だからこそ「中国共産党は中国労働者階級の前衛」だということなのであろうが、一方で、党は「同時に中国人民及び中華民族の前衛」でもあるとしている。当面——といっても「社会主義初級段階」は少なくとも一〇〇年続くというのであるが——党は「中国の特色ある社会主義事業の指導的中核」として活動する——それが「最低綱領」ということなのであろう——のであり、されば、「三つの代表」思想に立脚し「中国人民及び中華民族の党」であることが要求されるということなのであろう。

党規約は総綱の別の一節で「三つの代表」を終始貫くことは、わが党の立党の大本、政権担当の基準、力の源である」とまで述べている。<sup>(2)</sup>ただし同時に、「党の指導は主として、政治面、思想面と組織面の指導である」とし、

「党は必ず憲法と法律の範囲内で活動しなければならない。党は必ず国の立法・司法・行政機関、経済・文化組織と人民団体が積極的主動的に、独自に責任を持って、一致協力して活動できるように保証しなければならない」としているのである。<sup>(3)</sup>

党が「憲法と法律の範囲内で活動」し、「国の立法・司法・行政機関」等が「積極的主動的に、独自に責任を持って——(略)——活動できるように保証」するためには、自ずから、「三つの代表」思想の立憲化が要求されることになる。その意味で第四次改憲は必然の要請であったといえる。二〇〇三年一〇月の中国共産党第十六期中央委員会第三回総会(十六期三中総)コミュニケも次のように述べている。<sup>(4)</sup>「中華人民共和国憲法は国の根本法であり、国を治め、安定させる全般的規約であり、国家統一、民族団結、経済発展、社会進歩、長期安定の法制度の基礎である。実践で証明されたように、現行憲法は国情にかなった良い憲法であり、国の経済、政治、文化、社会生活の中で極めて重要な役割を果たし」ており、「法定の手續きに従って、十六回党大会で決まった重要な理論的觀點と重要な方針、政策を憲法に盛り込むことは、憲法が国の根本法としての役割をよりよく果たすようにするのに役立つ」と。

第十期全人代第二回會議において「憲法改正案に関する説明(以後「改憲説明」とする)を行ったのは、王兆国全人代副委員長であるが、王副委員長は、その中で、「三つの代表」思想を憲法に盛り込んだことは、マルクス・レーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論と同様に「その指導的地位を確立」することになり、そのことは、「中国共産党と中国各民族の共通の願いを反映し、中国共産党の主張と人民の意見の一体性を体现し、中国共産党と中国各民族人民が新世紀の新段階に引き続き団結して奮闘するための共通の思想的な基礎を与えるもの」であるとし

ている。<sup>(5)</sup>とくに注目されるのは「中国共産党の主張と人民の意見の一体性を体现」するとしている点である。中国経済の牽引役であり、社会的にも大きな影響力をもつにいたった私営企業の経営者らを政治的に取り込み（入党させ）党の基盤を広げ、社会主义市场经济体制の下での党の生き残りをはかろうとの意図から発した改正であったことが示唆されているといつてよい。

改正の具体的内容は二点である。すなわち、憲法前文第七段落中の「マルクス・レーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論に導かれて」を「マルクス・レーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論および『三つの代表』の重要思想に導かれて」に改めた点、「中国の特色をもつ、社会主義の道に沿って（傍点筆者）」を「中国の特色ある、社会主義の道に沿って（傍点筆者）」に改めた点である。

ともかく、共産党の一党独裁体制にあつても、旧ソ連も同様であつたが、<sup>(6)</sup>「党の意思」と「国家の意思」とは、それぞれ別個の存在性格を有するとの建前<sup>(7)</sup>に立つ限り、「先ず党の意思在りき」は当然のこととして、その「党の意思」を「国家の意思」に転換する——「国家の意思」として認知する——ためには、「国家の根本法」とされる憲法の変更は不可避であつたといふことであらう。<sup>(8)</sup>

- (1) 中国通信社『日刊中国通信』九八八八号、一頁。
- (2) 前掲『中国通信』同号、二頁。
- (3) 前掲『中国通信』同号、六頁。
- (4) 前掲『中国通信』九六一一号、四頁。
- (5) 前掲『中国通信』九七〇四号、一頁。



(6) ソ連邦共産党第八回大会は、ジノヴィエフの提案による次のような決議を行つてゐる。「党機関の権能は、如何なる場合にも決して国家的（ソヴィエト）機関と紛着することを許さない。それらの決定は、党がソヴィエトを通じ、且つソヴィエト憲法の限界内において実現せられねばならぬ。党はソヴィエトの活動を指導する。しかしそれに代ることは出来ぬ」と。拙著『中国憲法論序説補訂第二版』一五五頁参照。

(7) 今中次鷹教授は、この点について「国家と党とは、二つであり乍ら、然も両者は一であるところに、その巧妙なる機構と運用の要諦がひそんでいる」と述べている（今中『ソ連邦憲法の歴史的研究』四四五頁）。かつてソ連の検事総長の職にあつたクルイレンコが、プロレタリア国家は「執行権力と立法権力との完全な結合という原理の上にその権力制度を立てている」とし、「執行権力はプロレタリアートが掌握し、法律もやはりプロレタリアートが発布する」と述べているように、プロ独裁（共産党独裁）を実現させる上でプロレタリア国家は効率的な統治の道具といえるようである（クルイレンコ、大竹博吉訳『ソヴィエト法並國家の哲學的基礎』一五八頁）。

(8) 中国では、五四年憲法当時より「憲法は、國家の根本法であり、階級の力關係の集中的表現であり、上部構造の一部である」（中央政法幹部學校國家法教研室編著『中華人民共和國憲法講義』三頁）とされてきたが、最近では、「階級の力關係の集中的表現」「上部構造の一部」だとする説明はトーン・ダウンし、もっぱら「國家の根本法」「一般立法の基礎」ということが強調されている（拙著『中國憲法論序説補訂第二版』一四四頁以下参照）。恐らく、市場經濟の發展に伴う「人治から法治へ」という統治システムの変化に連動しているものと思われる。

### 第三節 私有財産保護規定の整備

私營企業の經營者や中流層を政治的に取り込み、支配政黨としての共産黨の生き残りをはかるためには、それは當然、私營企業や個人の財産保護の明確化とセットでなければならず、私有財産保護規定の整備拡充もまた當然要

求されるところであつた。王兆国全人代副委員長の「改憲説明」も次のように述べている。<sup>(1)</sup>「今回の憲法改正で、私有財産の保護規定が整備される。改革・開放以来、経済の発展と生活水準の向上に伴い、公民の個人財産は程度の差こそあれ一様に増えた。特に個人の生産手段（生産財）をもつ公民が増え、大衆は自分の財産が法律で保護されることを一層強く求めるようになった」と。

私有財産保護規定は、本文第十三条<sup>(2)</sup>であるが、同条の改正点は三点にわたっている。第一は、生産手段も含めて公民の合法的私有財産が侵害されないことを明記した点、第二は、条文中の「所有権」を「財産権」に改め、保護の対象を所有権以外の財産上の諸権利にまで拡大している点、<sup>(3)</sup>第三は、私有財産の徴収、収用制度を定め私有財産保護と公共の利益とのバランスを計ろうとしている点である。いずれも、資本主義諸国の憲法に一般的に見られる定めであり、社会主義を上冠する市場経済体制の下で、これらの諸規定がどの程度実現されていくのか注目されるるところであるが、今回の改正内容については、非公営制経済を發展させる方針を一層明確にしたとして、中国の経済、法律の専門家や私営企業家の間では評価が高いようである。

例えば、曹和平北京大学経済学院副院長は、「現行憲法の『個人財産』に関する部分にはあいまいさがあり、公民の所得、貯蓄といった消費概念と建物、財産などの生産手段の概念を混同している」とした上で、「今回の改正は過去十数年の社会的發展で蓄積されてきた個人の生産手段を認め、保護する重要なものである。そして合法的私有財産を認め、保護することで、これまでの巨額の合法的所得と財産が法律的に保護されることになる。これは中国経済の發展のためのより多くの就業と投資の機会を作り、経済の効果と成長の速度を高めるだろう」と述べている。<sup>(4)</sup>また、かつて現行憲法の起草作業に参加した中国人民大学法学院の許崇徳教授も次のようにいう。<sup>(5)</sup>「中国公

民の個人財産の増加に伴い、多くの人が住宅、自動車など生活手段だけでなく、工場、機器などの生産手段も保有するようになった。憲法改正案に私有財産不可侵の条項が盛り込まれたことで、私営企業主を含むすべての私有財産保有者が安心するようになる。これは中国の経済建設と社会の発展にとって有益だ」と。

さらに、私営企業家をつくる中華全国工商業連合会の副会長で、四川省の有力企業グループ「新希望グループ」の劉永好会長も、「改憲は信頼感を与えた。企業が成長して大規模になった後、資産が保護されるのかどうか我々は心配していた」と述べている。<sup>6)</sup>

ただ、もちろん、こうした評価は、憲法が今回の改正点を含めて、文字通り行われること、すなわち、憲法規範と現実とが一致することを前提としていることはいうまでもない。そして、そのことによって、確かに私営企業家や都市の中流層の私有財産は保護され、当面、曹副院長のいうように「経済の効果と成長の速度を高める」ことにはなるであろうが、果して、中長期的にみて、許教授のいうように「中国の経済建設と社会の発展にとって有益だ」といえるかについては、若干の疑問が残る。今回の改正によって、少数の富める者と多数の貧しい者という、二極化をさらに押し進めることになるのではないか。市場経済の担い手として地位を確立した企業家が発言力を強める一方、困窮する庶民の声が政治に反映されることが、ますます困難になるのではないか。都市との経済格差が広がる一方の内陸部の農業問題をどのように解決しようというのか。

全人口の七割を占める農民の所得は依然上らない一方で、近年、各地で、ゴルフ場や工業開発区などの建設に伴って耕地の立ち退きを迫られて失業する「失地農民」が急増しているという。職を求めて、農村から都市に流れ込む「民工」（出稼ぎ労働者）の権利をどのように保障するのか。北京や上海など大都市では、再開発に伴い自宅を強

制的に立ち退かされた多くの住民が行政当局と対立し、強制執行の際に公安当局に暴行を受けるなど「土地戦争」と呼ばれるほど深刻化している。

第十期全人代第二回会議において、政府活動報告を行ったのは、温家宝首相であるが、温首相も、その中で「農民の収入は伸び悩み、社会の所得格差は大きい。経済の急激な発展は新たな矛盾を生んだ。人々の就学、医療に対する苦情はとも強い」と述べ、さらに「一部の公務員は、官僚主義、浪費、虚偽、汚職腐敗に至るまで、まだ改まっていない」と明言している。<sup>(7)</sup>

あくまで、政治における社会主義を変えることなく市場経済体制を維持するということであると、生産手段を含む私有財産の保護は、結果として、社会主義（共産主義）政治官僚と私営企業家を中心とする一部の富める者たちがミロバン・ジラスのいう新しい階級（ニュー・クラス）として、支配層を構成することを許容することになりかねない。<sup>(8)</sup> 今回の第十三条改正は、そうした危険性を内包しつつも、「三つの代表」思想に立って、私営企業家を政治的に取り込むという至上命題を解決するためのやむを得ざる改正という一面があることは否定できないようである。その他、「生産手段の私的所有」を憲法で保障するということが、前文のいう「マルクス・レーニン主義に導かれて」と何故矛盾しないのかについて王兆国全人代副委員長の「改憲説明」も、温家宝首相の「政府活動報告」も何ら論及していない。それは、単に「中国の特色ある社会主義の道に沿って」だけでは説明のつかない現象ではないかと思うが、その辺を——恐らくあえて——あいまいにしたまま、私営企業家等の取り込みを優先させざるを得なかったということなのであろう。

- (1) 中国通信社『日刊中国通信』九七〇四号、一頁。
- (2) 改正前の第十三条は、以下のようである。「国家は、公民の合法的な所得、貯蓄、家屋およびその他の合法的な財産の所有権を保護する。国家は、法律の定めるところにより、公民の私有財産の相続権を保護する」
- (3) 本来、「財産権」とは、私人の経済的利益を目的とする一切の権利を意味しており、周知のように、このような「財産権」の保障は、私有財産制を基盤づけるものとして、近代憲法の人権条項にとって欠くことのできない重要な要素であると認識されてきている。王兆国全人代副委員長の「改憲説明」によれば、「財産権保護」の範囲には、「生活手段とともに、生産手段も含まれる」(前掲『中国通信』同号、同頁)というのであるが、生産手段の私的所有の否定を前提とする従来の社会主義とは、中国のいう「社会主義」は、全く別種のそれ(果して「社会主義」といえるか)ということなのであろうか。
- (4) 前掲『中国通信』九七〇七号、二頁。
- (5) 前掲『中国通信』同号、同頁。
- (6) 平成十六年三月十六日付、朝日新聞朝刊。山西皇威実業(集団)有限公司の秦詩祿会長は、「『財産権』が従来的一条文中の『所有権』に取って代わったことで、われわれ私営企業家は『保護神』をもつことになった」とまで評価している(前掲『中国通信』同号、三頁)。
- (7) 前掲『中国通信』九七〇二号、一、二、三頁。温首相は、さらに「政府活動報告」の中で、「農業、農村、農民(三農)問題の解決は政府のすべての活動の重点中の重点である」とも述べている(前掲『中国通信』五頁)。
- (8) Milovan Djilas, *The New Class*, 1957, p. 37.

#### 第四節 「小康社会」建設への対応

「三つの代表」思想を憲法に盛り込んだこと、私有財産保護規定の整備拡充を行ったこと以外にも、今回の改正では、多くの条文にわたって改正が行われている。それらの改正点を整理すると以下の如くである。

①非公有制経済発展の方針を明確にする（第十二条第二項）、②前文の統一戦線に関する記述に「社会主義事業の建設者」の一句を加える（前文第一段落）、③現行の「戒厳」という表現を「緊急事態」に改める（第六七条第二〇号、第八〇条、第八九条第十六号）、④社会保障制度の確立と整備に関する規定の追加（第十四条第四項）、⑤全人代の構成について「特別行政区」を追加（第五九条第一項）、⑥国家主席が元首外交を活発に行い得るように「国事活動」を行うとの文言を追加（第八一条）、⑦郷人代と鎮人代の任期を三年から五年に延長し省、直轄市、県、市直轄区の人代にそろえる（第九八条）、⑧第四章の章名に「国歌」を加え、国歌は「義勇軍行進曲」であることを明記（第一三六条第二項）、⑨前文に「三つの文明（物質文明、政治文明、精神文明）」の調和のとれた発展を保証する文言を追加（前文第七段落）、⑩法律にもとづく「補償」を前提とした土地収用制度の整備（第十条第三項）、⑪国が人権を尊重し保障する規定を追加（第三三条第三項）。

これらは、いずれも十六全大会路線を憲法に盛り込むためのものであるが、十六期三中総コミニケは既述の如く次のように述べていた。「法定の手続きに従って、十六回党大会で決まった重要な理論的観点と重要な方針、政策を憲法に盛り込むことは、憲法が国の根本法としての役割をよりよく果たすようにするのに役立つ<sup>(1)</sup>」と。さらに同コミニケは次のようにもいう。「全党の同志と全国各民族人民はマルクス主義、毛沢東思想、鄧小平理論と『三つの代表』の重要思想の指導の下、十六回党大会の精神を全面的に貫き、胡锦涛同志を総書記とする党中央の周りに固く団結し、開拓・進取の精神で、しっかり仕事をし、社会主義物質文明、政治文明、精神文明の調和のとれた発展を絶えず促し、整った社会主義市場経済体制を完成させ、小康（いくらかゆとりのある）<sup>(2)</sup>社会全面建设の壮大な目標の実現のため奮闘努力しよう」と。

「整った社会主義市場経済体制を完成」させるために「奮闘努力」するとの言葉に、社会主義（共産党の独裁）と市場経済をバランスさせることの困難性が示唆されているともいえるが、今回の改正によって、それらのバランスをとりつつ、「小康（いくらかゆとりのある）社会」を実現するという、まさに「壮大な目標」を達成するために、一応の手だては講じたということなのであろう。

以下において、右に示した改正点につき、王兆国全人代副委員長の「改憲説明」を引きながら若干の解説を加えてみたい。

非公有制経済発展の方針明確化について「改憲説明」は次のようにいう。「このような改正は、非公有制経済を奨励、支持、指導するとともに、法によって監督、管理し、非公有制経済の健全な発展をはかるという精神を全面的、正確に体现している」と。<sup>(3)</sup> 今回の改正でも、当然のことながら、「個人経営経済、私营経済の合法的権利および利益を保護する」としながら、一方で「指導、監督および管理を行う」ことを明記しており、非公有制経済が国のコントロールを逸脱することには、はつきりと歯止めがかけられており、無制約な非公有制経済の発展を承認しているわけではない点は留意しておく必要がある。

「統一戦線」に新たな内容を追加した点について「改憲説明」は次のようにいう。「第十六回党大会は、社会の変革の過程で出現した新しい社会階層はすべて『中国の特色ある社会主義事業の建設者である』と明確に提起した。それを踏まえ、改正案は統一戦線に関する記述に『社会主義事業の建設者<sup>(4)</sup>の一句を加えた』と。さらに次のようにもいう。「社会主義事業の建設者にはすべての社会主義勤労者と社会変革の過程で出現した新しい社会階層が含まれる」と。<sup>(5)</sup> ここで「社会変革の過程で出現した新しい社会階層」とは、私营企業家を中心に都市のサラリーマン

層（中流層）を意味しているのであろうが、こうした「新しい階層」を、共産党を中心とした「統一戦線」の中に政治的に取り込むことを目的とした改正だというわけである。

「戒厳」を「緊急事態」に改めた点について「改憲説明」は次のようにいう。「昨年  
の新型コロナウイルス SARS のための根拠規定を置くことにしたというわけである。もちろん、その上で、「改憲説明」のいう「緊急事態に対応する法律制度を整備する」必要があり、所謂「緊急事態法」の制定が予定されることになる。

なお、中国では、有事を想定した現行法としてすでに「戒厳法」が施行されているが、同法は動乱や暴動、深刻な騒乱が対象で、大規模テロや、新型コロナウイルス騒動などの事件は想定しておらず、「緊急事態法」の制定により、非常事態に広範囲に対応することが可能になるわけである。「改憲説明」も、この点に触れ、「緊急事態には戒厳が含まれ、しかも戒厳に限定されていない。適用範囲が一段と拡大されており、各種の緊急事態に対応でき、国際慣行にもなっている」と述べている。<sup>(8)</sup>



社会保障規定の追加について、「改憲説明」は、「社会保障は広範な人民大衆の切実な利益に直接かわつてい  
る」とし、「社会を安定させ、国を長期的に安定させるための重要な保証である」としている。<sup>(9)</sup>私有財産の保護に  
まで踏み込んで社会主義市場経済を押し進めることは、結果として貧富の差の拡大を助長することになる。社会保  
障制度の確立と整備によって、経済的（社会的）弱者を可能な限り救済することを通じ「社会の安定」を確保し体  
制維持をはかろうとの意図から発した改正のようである。

全人代の構成について「特別行政区」を加えた改正は、当然、香港とマカオの中国返還に対応した善後措置とい  
うことであろうが、「改憲説明」も、「香港とマカオの祖国復帰に合わせ、このように憲法を改正することは、全人  
代の構成の実情にかなっている」と述べている。<sup>(10)</sup>

国家主席が元首外交を活発に行い得るようにした改正については、「改憲説明」によると、「元首外交が国際交流  
における重要な形態になっていくため、憲法に余地を残すべきだとの点を考慮したものだ」という。<sup>(11)</sup>国家主席が、  
単なるシンボリックな存在から、文字通り国家の対外代表者として、中国外交の戦略面において、今後中心的な役  
割を果たすことを意図したものと思われる。

郷と鎮の人代の任期の延長については、いうまでもなく一級行政区から最下位の人代まで各級人代の任期をそろ  
えたというわけであるが、この点は「改憲説明」のいうように「各級の経済・社会発展計画や人事の調和をとるこ  
とに役立つ」ということであろう。<sup>(12)</sup>

<sup>(13)</sup>国歌を明記したことについて「改憲説明」は、「国歌に憲法上の地位を与えることは、国家の権威と安定を守る  
ことに役立つ」と述べている。<sup>(15)</sup>社会主義市場経済の進展につれ、社会の多元化が急速に進行し、中国のアイデンテ

イティが失われかねない現実を前に、社会統合——国家の統一——の要（かなめ）として「国のシンボル」の果たす役割を重視した結果と思われる。

「三つの文明」の調和のとれた発展を保証する旨の文言を追加したことについて、「改憲説明」は、「第十六回党大会は『社会主義の物質文明、政治文明、精神文明の調和のとれた発展を絶えず促す』ことを提起したが、それは党の政権運営の法則、社会主義建設の法則、人類社会発展の法則に対する中国共産党の認識が深まったことを示すもの<sup>(16)</sup>」だという。市場経済化は、ややもすれば「モノとカネ」優先の考え方を生み出し「心の荒廃」は社会——政治——の安定をおびやかしかねない。その歯止め策として、物質文明、政治文明、精神文明の調和のとれた発展の重要性を憲法で明記しておくことなのであろう。

土地収用制度の整備についての改正に関しては、「改憲説明」は次のように述べている。「今回の改正は、徴収と収用に共通点はあるが、異なる点もあることを主に考慮したものだ。共通点は、ともに公共の利益のためで、ともに法定手続きをとらなければならず、ともに法に基づいて補償しなければならないことだ。異なる点は、徴収が主に所有権の変更であり、収用は使用権の変更にすぎない<sup>(17)</sup>」と。そしてさらに、次のようにもいう。「市場経済のもとで、徴収や収用によって発生する財産関係を正常なものにするため、徴収と収用という二種類の異なる状況を区別することが必要になった<sup>(18)</sup>」と。土地の所有権と使用権を分ける考え方に立てば、こうした理屈になるのである<sup>(19)</sup>が、いずれにしても土地を「公共のために用いる」に際しては、法律にもとづいて「補償」した上であり、無償で取り上げることはない旨憲法で定めたということであり、自由主義経済の下では当然のことであるが、今回、生産手段（土地等）を含めて私有財産保護規定を憲法に盛り込んだこととセットの改正と思われる。

人権の尊重と保障を憲法に追加した点について、「改憲説明」は、「社会主義制度の本質的要請を具現するもので、中国の社会主義人権事業の発展に役立ち、国際的人権事業における交流と協力にも役立つ」と述べている。<sup>(20)</sup>とくに「国際的人権事業における交流と協力で役立つ」としている点に注目したい。もともと、社会主義の人権観は、「天赋人権」思想をブルジョワ民主主義の所産とみて、権利や自由は社会主義国家権力によって「与えられたもの」だとするものであり、従って反体制の自由は認めないわけである。<sup>(21)</sup>市場経済といっても「社会主義」が冠されている以上——「政治」における社会主義が変らないかぎり——今日の中国においても人権観については基本的に変化はないはずである。反体制——現体制の批判——は「表現の自由」のレベルにおいても認められないはずであり、この点は今回の改正によっても変わらないものと思う。では何故の改正なのか。恐らく、反体制以外はギリギリのところまで自由を認め社会主義市場経済のもたらす様々な矛盾に対する不満のハケ口を可能なかぎり講ずることによって、国際社会から人権抑圧と見られるような事態が生ずることを極力回避することではないかと思う。<sup>(22)</sup>憲法で「人権の尊重」をうたい、それを人権問題のいわば「免罪符」とするということであって、少なくとも今回の改正によって中国の人権状況が大幅に改善されるとは考えにくい。<sup>(23)</sup>

- (1) 中国通信社『日刊中国通信』九六一一号、四頁。
- (2) 前掲『中国通信』同号、五頁。
- (3) 前掲『中国通信』九七〇四号、二頁。
- (4) 前掲『中国通信』同号、同頁。
- (5) 前掲『中国通信』同号、三頁。

- (6) 前掲『中国通信』同頁。
- (7) 同右、同頁。
- (8) 同右、同頁。
- (9) 同右、同頁。
- (10) 同右、同頁。
- (11) 同右、同頁。
- (12) 中国の地方行政組織は、①省、直轄市、自治区、②県、自治県、市、③郷、民族郷、鎮の三級に分かれている。一部の省・自治区は①と②の間に自治州を設置し、直轄市と比較的大きな市は区、県に分けられている。一級行政区（単位）は、二十二省、四直轄市（北京、上海、天津、重慶）、五自治区で計三十一である。省、直轄市、自治区、区を設けている市、自治州、県、自治県、市、区、郷、民族郷、鎮に人民代表大会および人民政府が設けられており、県以上の人代には常務委員会が置かれている。
- (13) 前掲『中国通信』同号、四頁。
- (14) プロレタリア文化大革命期においては、毛沢東を称える「東方紅」が事実上の「国歌」として扱われたことがある。
- (15) 前掲『中国通信』同号、同頁。
- (16) 前掲『中国通信』同頁。
- (17) 同右、五頁。
- (18) 同右、同頁。
- (19) 土地収用に関する現行中国憲法第十条三項の規定と、同規定に基づいて制定された土地管理法は、「収用」と「徴収」を区別しておらず、統一的に「収用」としていた（前掲『中国通信』同号、同頁）。
- (20) 前掲『中国通信』同号、同頁。
- (21) 拙著『現代の憲法問題と改正論』一七三頁以下参照。

(22) 最近、中国の若者層の一部に見られる「反日」的現象に対しても、「不満のハケロ」として当局は傍観せざるを得ないようである。冷戦の終焉で共産主義陣営が崩壊しイデオロギー面で「敗北」した中国共産党は、民族主義を統治のよりどころとし一九九〇年代、愛国主義教育を推し進めたのであった。大衆の不満を党や政府に向かわせず、外国に逸らす「ガス抜き」のためにも、日本と台湾が格好のターゲットになったといわれている。中国の排外的民族主義は主に「反日」の形を取る。「反日」なら当局も黙認するはずだと大衆は感じているという（船橋洋一「サツカー義和団の乱」平成十六年八月十二日付朝日新聞朝刊参照）。

(23) コロンビア大学のルイス・ヘンキン教授も、「この国において憲法のなかに人権を入れるということは、どの程度重要なことなのだろうか。いったい国際的人権の動きは、中国人の意識のなかに浸透したであろうか」と疑問を投げかけている。その上で、同教授は、「中国がなぜこれほどまで人権問題について遅れているのかは、中国の伝統および社会主義というブランドで説明することができよう」と述べている。すなわち、同教授によれば、「中国における人権状況というものは、実は中国の伝統社会におけるレジスタンスを意味している」という。つまり、社会主義の後国家的人権観に立っているだけでなく、「個々人の個性は、誇示されたり主張されるべきものではない」とする中国の伝統的な考え方がその背景にあるというのである。示唆的な指摘ではないかと思う。ルイス・ヘンキン他著『中国の人権』五〇、五一頁参照。

## 第五節 結 語

「三つの代表」思想の立憲化をはかり、私有財産保護規定の整備を行うとともに、現状で考えられる各種の改正を行ったことよって、「小康社会」実現のための手だては講じられたということなのであろう。あとは、憲法が文字通り国家の根本法として遵守されるかということであるが、この点について、呉邦国全人代委員長は、第十期全人代第二回会議の閉幕会議で次のように述べている。「憲法は中国の特色ある社会主義体系の中で中心的位置に

ある、今回の憲法改正を契機として憲法を広く宣伝し、憲法を深く学習し、社会全体、特に各級指導幹部と国家公務員が憲法意識をしっかりと確立し、憲法の権威を確実に守り、憲法の有効な実施を保証するようにしなければならぬ<sup>(1)</sup>と。

憲法は最早単なる建前を書き連ねた文書ではなくして、まさに、「小康社会」を実現させるための「最高規範」だということのようである。

ところで、中国のいう「小康社会」とは、もちろん、単に経済的に「ゆとり」のある社会ということではないであろう。政治的、社会的な安定が第一義的に重要なことは自明の前提であって、十六期三中総コミュニケも、「全党の同志と全国各民族人民はマルクス主義、毛沢東思想、鄧小平理論と『三つの代表』の重要思想の指導の下、十六回党大会の精神を全面的に貫き、胡錦濤同志を総書記とする党中央の周りに固く団結し、開拓・進取の精神で、しっかりと仕事をし、社会主義物質文明、政治文明、精神文明の調和のとれた発展を絶えず促し、整った社会主義市場経済体制を完成させ」なければならぬとしていた。<sup>(2)</sup>すなわち、政治が安定し、社会的な混乱を最小限におさえる——共産党の独裁体制を維持する——ためにもバランスのとれた経済の発展が重要だという認識に立って「小康社会」の建設をいうのであり、経済的な「ゆとり」は、それ自体目的というより、むしろ政治的・社会的な安定を實現するための手段であると考えておくべきではないかと思う。

従来の経済成長万能主義は、貧富の差の拡大、都市と農村の格差等様々な矛盾を生み出し、社会的な混乱の原因を作り出してきた。<sup>(3)</sup>その反省に立つと、当然、今後は、バランスのとれた持続的な経済発展が要求されることになるが、十六期三中総コミュニケもその点について論及していた。すなわち、「十六回党大会の精神を全面的に實行

に移し、思想を解放し、事実に基づいて真理を求め、時代と共に前進し、社会主義市場経済の改革方向を堅持し、大衆の創意工夫の精神を尊重することを堅持し、改革、発展、安定の關係の正しい処理を堅持し、統一的、全体的配慮を堅持し、人を基本とし、全面的、協調的、持続可能な発展観を樹立し、経済、社会と人の全面的発展を促すことを堅持する<sup>(4)</sup>と。

そこでいう「全面的、協調的、持続可能な発展観」とは、胡錦濤総書記が自らの新指導思想として打ち出している「科学的発展観」のことであろうが、その特徴は、経済成長万能主義を排し、持続的均衡発展を重視する点にある。

二〇〇四年三月、中央人口資源環境工作座談会で、胡錦濤書記自らが「科学的発展観」の確立を指示して以降、全国的な宣伝活動が展開されていると伝えられる<sup>(5)</sup>。「科学的発展観」が現在、優先して学習すべき指導思想であるとの認識は、党内に浸透しており、最早「三つの代表」思想は事実上、思想宣伝活動の第一線から退いたとの見方もある。どうやら、「科学的発展観」を胡錦濤理論として定着させることによって、胡錦濤書記が理論面においても江沢民氏に代って実質的な指導権を掌握しつつあるといえるようである。

そして、こうした胡錦濤理論の確立と浸透は、自ずから、党内の権力構造にも影響を与えることになり、江沢民氏の影響力の相対的な低下——江沢民人脈の後退<sup>(6)</sup>——と胡錦濤書記の権力基盤の強化につながることはいうまでもない。

二〇〇四年九月には、中国共産党第十六期中央委員会の第四回総会（十六期中中総）が開かれ、同総会において、国家主席、党総書記辞任後も党中央軍事委員会主席にはとどまっていた江沢民氏がそのポストを去り、新たに胡錦

濤氏が就任する人事が決定されている。<sup>(7)</sup>これによって胡氏は、国家、党、軍の最高ポストをすべて握ったことになり、中国は名実ともに胡氏や温家宝首相らを中心とする「革命第四世代」が指導する時代に入ったといえる。

十六期中総コミュニケによると、四中総は次のように総括されている。<sup>(8)</sup>「全面的で、調和がとれ、持続可能な科学的発展観を真剣に実行し、経済に対する国のマクロ調整（コントロール）を強化、改善し、引き続き各方面の改革を推進し、経済の突出した矛盾と問題を重点的に解決し、経済、社会発展の良好な勢いを維持し、民主法制度づくり、精神文明建設、党建設で新たな進展を収め、改革・開放と社会主義近代化（ママ）建設で新局面を切り開いた」と。さらに同コミュニケは次のようにも述べている。<sup>(9)</sup>「新世紀、新段階に入り、チャンスと挑戦が併存する国内外の条件の下、わが党が全国各民族人民を引っ張り、小康社会の全面建设推進、祖国統一、世界平和擁護・共同発展促進のこの三つの歴史的任務を達成するには、執政能力づくりを大いに強化しなければならない」と。

「執政能力」の強化すなわちガバナビリテイの強化によって、「経済の突出した矛盾と問題を重点的に解決し、経済、社会発展の良好な勢いを維持」し、「小康社会の全面的建設推進」等の歴史的な任務を達成する必要があるとの認識がはっきりと示されており、胡锦涛色がさらに一層強まっていることがうかがわれる。

近い将来（次期党大会で）、「三つの代表」思想同様、「科学的発展観」が党規約に党の指導思想として盛り込まれることは充分予想されるところである。そして、そうなること、次の段階として、それを国家の指導思想として認知するために憲法への盛り込み（立憲化）が当然考えられるが、それは、恐らく第五次改憲において実現されることになるのであろう。



- (1) 中国通信社『日刊中国通信』九七〇七号、一頁。
- (2) 前掲『中国通信』九六一一号、五頁。
- (3) 最近の中国社会における貧富の格差については、李強著、高坂健次他監訳『中国の社会階層と貧富の格差』参照。
- (4) 前掲『中国通信』同号、二頁。
- (5) 社団法人国際情勢研究会『中国の抱える諸課題と日本の対応』五頁。
- (6) 陳村金麦『江沢民政権と人脈』八一頁以下参照。
- (7) 前掲『中国通信』九八三五号、四、五頁。中国共産党十六期中総コミニケは「江沢民同志は中国共産党第三世代中央指導集団の中核である。党の十三期中総から第十六回党大会までの十三年間、国際、国内の非常に複雑な情勢の中で、江沢民同志を中核とする党の第三世代中央指導集団は、鄧小平理論の偉大な旗印を高く掲げ、党の基本路線を揺るがせずに堅持し、全党、全国各民族人民を團結させ、引っ張り、チャンスをとらえ、改革を深め、開放を拡大し、発展を促し、安定を維持し、中国の特色ある社会主義事業を推進し、世界が注目する新たな進展を収めた」と述べ、江沢民氏ら第三世代の歴史的使命が終ったことを示唆している（前掲『中国通信』九八三五号、四頁）。
- (8) 前掲『中国通信』九八三五号、一頁。
- (9) 前掲『中国通信』同号、同頁。
- (10) 党の執政能力づくりの強化が、中央委員会総会の主要な議題となったのは、十六期中総がはじめてである。「執政能力の増強」は二〇〇二年の十六全大会で初めて明確に提起されたものであり、「決して戦術として提起されたものではなく、中国共産党が今後の国政担当という重大な課題について戦略的に考察した結果」（前掲『中国通信』九八三四号、一頁）といえるようである。従来の共産主義イデオロギーに代って何に「執政能力」を依拠させるのか。恐らく、経済の安定的な継続発展が第一義的に重要になってこよう。その他、中華民族主義や「法の支配」もその拠り所とされるのであるが、「執政能力の強化」の成否が、共産党独裁の今後に決定的な影響を与えることになるものと思われる。前掲『中国の抱える諸課題と日本の対応』七頁参照。

（平成十六年十月四日脱稿）